

## 介護保険制度の抜本的改善及び介護従事者の処遇改善を求める意見書

介護保険制度は施行から25年が経過し、高齢化の進展に伴い介護需要が増大する中、地域社会を支える重要なインフラとして定着しました。

しかし、現状の介護現場においては、依然として全産業平均と比較して賃金水準が低い状況が続いており、人材不足が深刻化の一途をたどっています。このままでは、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らす」ための「地域包括ケアシステム」そのものが崩壊しかねないという、きわめて危機的な状況にあります。介護の現場で日々奮闘されている職員の皆様が、やりがいを持って働き続けられる環境を整えることが最優先課題と考えます。そのためには、介護報酬の抜本的な引き上げにより、職員の給与を全産業平均水準へ速やかに向上させる必要があります。

また、利用者負担の増加はサービス利用控えを招き、必要なサービスを受けられない「介護難民」を増加させます。制度の持続可能性を確保しつつ利用者が安心してサービスを利用できるよう、国の責任において国庫負担割合を大幅に引き上げ、介護保険財政を安定させなければなりません。

よって、政府におかれては、介護現場の実態を直視し、介護従事者の大幅な処遇改善と、安心して介護を受けられる制度への抜本的な見直しを実現するため、速やかに以下の措置を講じるよう強く求めます。

1. 介護職員の賃金を全産業平均水準へ引き上げるため、介護報酬の引き上げを断行すること。
2. 上記1の介護報酬の引き上げが、市町村の介護保険特別会計を圧迫し、ひいては住民の介護保険料の増大につながることをないよう、市町村における事業実施の状況等を踏まえた制度設計及び各地方自治体への財政支援等の拡充を図ること。また、報酬の引き上げとセットで財源措置を講じることで、利用者の負担増を抑えつつ、全国どこでも質の高い介護サービスを安定して提供できる持続可能な仕組みを確立すること。
3. 生産性向上にむけたICT導入支援を強化するとともに、複雑化した加算制度の整理・統合や過度な書類業務・事務手続きを大幅に簡素化すること。また、介護従事者が専門職として、直接的な対人ケアに専念できる環境を国が主導して整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

近江八幡市議会

衆議院議長	森	英介
参議院議長	関口	昌一
内閣総理大臣	高市	早苗
総務大臣	林	芳正
財務大臣	片山	さつき
厚生労働大臣	上野	賢一郎

宛